

白子町企業立地奨励条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白子町企業立地奨励条例（令和5年白子町条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる業種とする。ただし、次に掲げる事業を実施するものを除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が条例の目的に合致しないと認める事業

(投下固定資産の範囲)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める土地、家屋及び償却資産は、次に掲げるものとする。ただし、産業分類に掲げる大分類Kー不動産業、物品賃貸業の事業の用に供するもの（専ら事務所の用に供するものを除く。）を除く。

- (1) 操業を開始する日前5年以内に取得した土地
- (2) 操業を開始する日前3年以内に建築し、又は取得した家屋
- (3) 操業を開始する日前1年以内に取得した償却資産

(指定の申請等)

第4条 条例第7条第1項の規定により指定の申請をしようとする事業者は、操業を開始する日の30日前までに、白子町企業立地奨励措置指定事業者申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書及び定款又は規約、個人にあつては住民票の写し
- (2) 事業の概要を説明する書類
- (3) 事業の位置図及び配置図
- (4) 投下固定資産の取得に係る契約書の写し又はその他取得額を証する書類

- (5) 正規雇用者の名簿及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者であることを証する書類の写し
 - (6) 町税情報確認同意書（別記様式第 2 号）
 - (7) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第 3 号）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、白子町企業立地奨励措置指定事業者可否決定通知書（別記様式第 4 号）により行うものとする。
（奨励金の交付申請等）

第 5 条 指定事業者は、奨励金の交付の申請をしようとするときは、次に定めるところにより町長に申請しなければならない。

- (1) 企業立地奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、奨励金の対象となる各年度において、投下固定資産に係る固定資産税を完納した日の属する町の会計年度の末日までに、白子町企業立地奨励金交付申請書（別記様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。
 - (2) 雇用促進奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、対象事業所が操業を開始した日から 1 年を経過した日から 30 日以内に、白子町雇用促進奨励金交付申請書（別記様式第 5 の 2）を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、奨励金の交付の可否を決定したときは、白子町企業立地奨励金交付可否決定通知書（別記様式第 6 号）又は白子町雇用促進奨励金交付決定通知書（別記様式第 6 号の 2）により指定事業者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた指定事業者は、奨励金の交付を請求しようとするときは、白子町企業立地奨励金交付請求書（別記様式第 7 号）又は白子町雇用促進奨励金交付請求書（別記様式第 7 号の 2）を町長に提出しなければならない。
- 4 条例第 4 条第 1 項の投下固定資産に係る各年度における固定資産税額の収納額に相当する額に 1 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（届出）

第 6 条 条例第 8 条の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとし、当該事由の発生した日から 30 日以内に行わなければならない。

- (1) 条例第 8 条第 1 号に規定する事由 白子町企業立地奨励措置指定事業者変更届（別記様式第 8 号）
- (2) 条例第 8 条第 2 号に規定する事由 白子町企業立地奨励措置指定事業

者操業開始届（別記様式第 9 号）

（3） 条例第 8 条第 3 号に規定する事由 白子町企業立地奨励措置指定事業者操業休止・廃止届（別記様式第 10 号）

2 前項の届出は、届出の事由を証する書類を添えて行わなければならない。
（指定の取消しの通知等）

第 7 条 町長は、条例第 9 条第 1 項の規定により指定を取り消したときは、白子町企業立地奨励措置指定事業者取消通知書（別記第 11 号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、白子町企業立地奨励金交付決定取消通知書（別記様式第 12 号）により通知するものとする。

3 条例第 9 条第 2 項の規定により奨励金の返還を行うときは、白子町企業立地奨励金返還通知書（別記様式第 13 号）により通知するものとする。なお、返還金の額は、次に定める算定方法に算定した額とする。（1 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ただし、同条第 1 項第 3 号に規定する事由に指定を取り消した場合の返還金の額は、交付した奨励金の額とする。

操業期間	奨励金返還額の算定方法
1 年以上 2 年未満	奨励金交付総額に 9 / 10 を乗じた金額
2 年以上 3 年未満	奨励金交付総額に 8 / 10 を乗じた金額
3 年以上 4 年未満	奨励金交付総額に 7 / 10 を乗じた金額
4 年以上 5 年未満	奨励金交付総額に 6 / 10 を乗じた金額
5 年以上 6 年未満	奨励金交付総額に 5 / 10 を乗じた金額
6 年以上 7 年未満	奨励金交付総額に 4 / 10 を乗じた金額
7 年以上 8 年未満	奨励金交付総額に 3 / 10 を乗じた金額
8 年以上 9 年未満	奨励金交付総額に 2 / 10 を乗じた金額
9 年以上 10 年未満	奨励金交付総額に 1 / 10 を乗じた金額

（承継の届出）

第 8 条 条例第 11 条の規定による届出は、承継の日から 30 日以内に、白子町企業立地奨励措置指定事業者承継届（別記様式第 14 号）に承継の事実を証する書類を添えて行わなければならない。

（補則）

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(白子町企業誘致条例施行規則の廃止)

- 2 白子町企業誘致条例施行規則(平成3年白子町規則第10号)は、廃止する。